

(参考資料1)社会実験の実施概要について



平成26年度「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の最終とりまとめをうけて実施するIT重説社会実験の概要は以下に示すとおり。

○社会実験の期間

平成27年8月31日から平成29年1月末まで

(平成27年1月末に公表された『検討会最終とりまとめ』から最大2年間)

※ 社会実験の開始後は、半年に1回程度、検証検討会を開催し、社会実験の結果を検証することとし、検証の状況によっては、社会実験の期間を短縮。

○対象とする取引

賃貸取引、法人間取引

※ 個人を含んだ売買取引については社会実験の対象外。

○社会実験において活用する情報ツール

テレビ会議等（テレビ会議やテレビ電話（スカイプなど）など、動画と音声を同時に、かつ双方向でやり取りできるシステム等一般をいう）

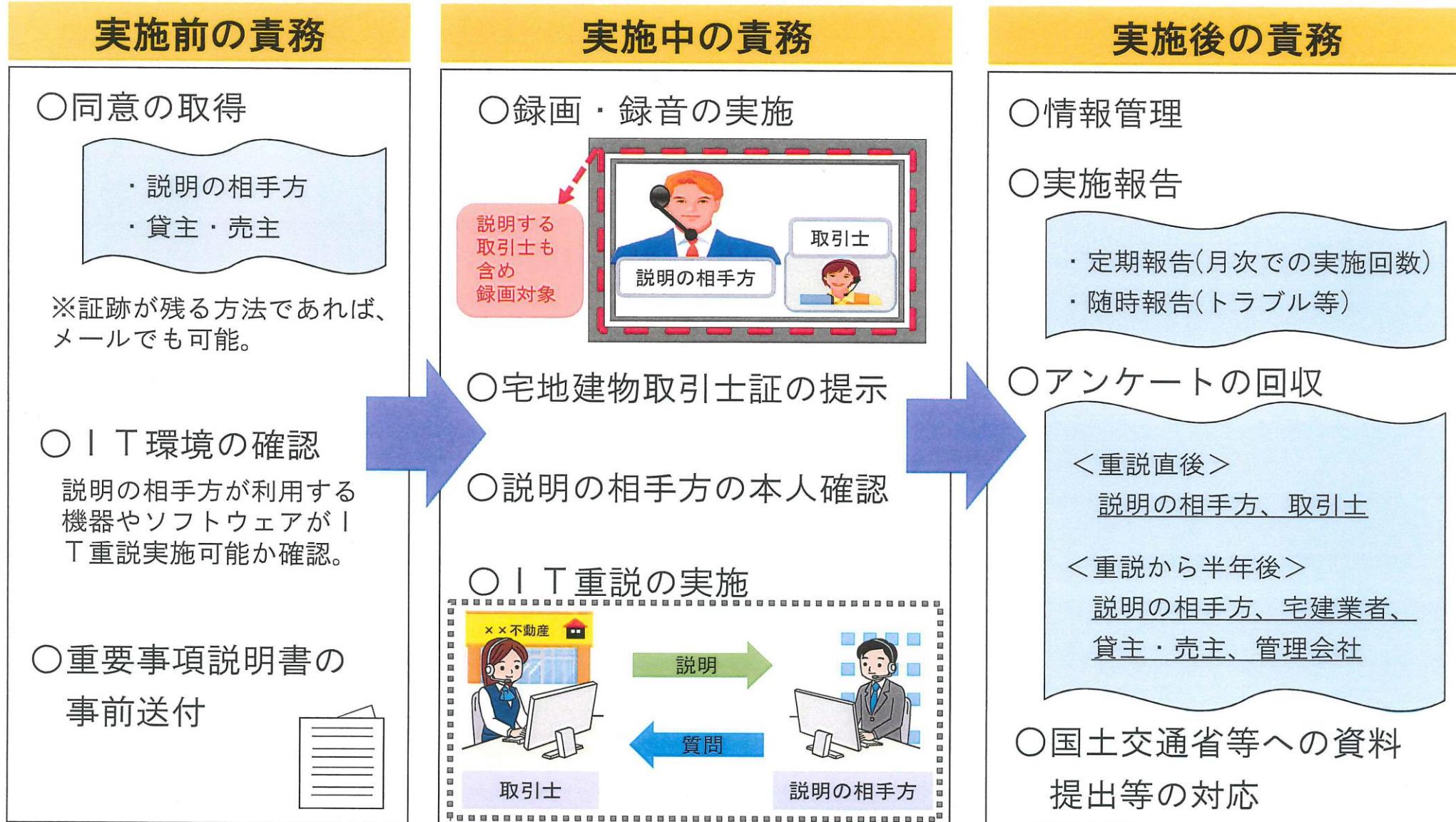


○事業者の登録

現時点で社会実験に参加する登録事業者は246事業者。平成27年6月中旬から国土交通省ホームページ上で募集し、必要な審査を行った上で選定し、7月末に公表したもの。

(参考資料2)社会実験の実施概要について

IT重説における実施の流れと各段階での登録事業者の責務



※ ガイドライン（H27.5.14公表）より一部抜粋